新潟水俣病の社会的被害



水俣病には、どのような問題があるのでしょうか?

差別・偏見の恐ろしさ

水俣病が発生した当初は、原因が不明であったことから「タタリ」、「伝染病」と誤解され、地域から孤立することもありました。原因がメチル水銀中毒によるものであると判明してからも、仕事を辞めさせられたり、子どもの就職や結婚で差別を受けたりすることがありました。

どんな差別・偏見があったの…

◆認定申請して認められなかった被害者に対して
「お金欲しさのニセ患者」
「川魚を食べていないのに食べたと嘘を言っている」
◆認定申請や裁判をして一時金を受け取った被害者に対して
「金もらってよかったね。私もなりたい」「水俣御殿を建てた」
「水俣病なら寝ていろ」

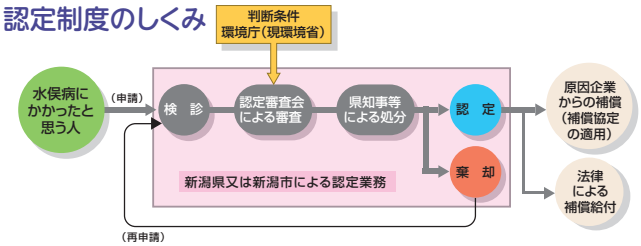
こうした差別や中傷を恐れ、病気を隠し続けて亡くなった人もいると言われています。水俣病は被害者の命や健康を奪っただけでなく、被害者やその家族は、周囲から心ない差別・偏見に精神的にも苦しめられ、地域の絆さえも壊してしまったのです。

水俣病認定のしくみ

「公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)」に基づき、水俣病の認定申請がされると、新潟大学病院での検診(医学的検査)や認定審査会の医学的審査を経て、国の判断基準により水俣病であるかどうか決定されます。

水俣病と認定された人は、公健法による補償か、原因企業との補償協定に基づく補償を受けることができます。

認定制度のしくみ



(環境省「申請・届出等手続案内」ホームページ及び環境庁(現環境省)環境保健部「水俣病その歴史と対策」より引用、一部改編)
※1974年に「公害健康被害補償法」(1987年に「公害健康被害の補償等に関する法律」に題名変更)が施行

新潟水俣病の裁判

新潟水俣病が1965年に公式確認された後、国の原因究明の結論がなかなか出なかったことや、原因企業が「国の結論が出ても従わない」と公言したことなどから、被害者は「裁判によって真実を明らかにしなければ救済と公害根絶の道はない」として訴訟に踏み切り、新潟地裁は、「原因は昭和電工のメチル水銀を含んだ工場排水である」と断定しました。しかし、その後も被害者は、水俣病の認定や補償、第二の水俣病を発生させた国の責任を巡って裁判で争い、それは今も続いています。

裁 判	時 期	裁 判 の 概 要	被 告
第1次訴訟	1967年6月 ～1971年9月	昭和電工のメチル水銀を含んだ工場排水が原因であるとして、昭和電工に補償を求めた裁判 **→1971年、原告勝利、昭和電工の責任が認められた**	昭和電工
第2次訴訟	1982年6月 ～1995年12月	熊本で起こった水俣病を再び新潟で発生させたことの国の責任と、被害者を水俣病と認めて補償を行うことを昭和電工に求めた裁判 **→1992年、新潟地裁で91人中88人を水俣病と認める判決(原告及び昭和電工が控訴)** **→1995年、熊本水俣病訴訟とともに、政治解決により和解**	昭和電工、国
第3次訴訟	2007年4月 ～2019年3月	工場排水の規制を行わなかった国の責任、漁業調整規則に基づく有害物遺棄等の禁止を行わなかったとする県の責任及び有害な工場排水による不法行為に対する昭和電工の責任を求めた裁判 **→2015年、新潟地裁で判決(原告10人中7人を水俣病と認容。国・県の責任は否定。原告及び昭和電工が控訴)** **→2018年、東京高裁で判決(原告2人(8人は別訴で水俣病と認定されたため、訴えを取り下げ)を水俣病と認めず。国・県の責任は否定。原告2人が上告)** **→2019年、最高裁が上告を棄却(昭和電工・国・県の勝訴が確定)**	昭和電工、国、新潟県
ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟(第4次訴訟)	2009年9月 ～2011年3月	工場排水の規制を行わず被害拡大の防止を怠ったこと及び認定基準を厳格化し患者救済を切り捨てた国の責任と、有機水銀を含んだ工場排水を阿賀野川に放出した昭和電工の責任を求めた裁判 **→2011年、和解成立**	昭和電工、国
ノーモア・ミナマタ新潟第2次全被害者救済訴訟(第5次訴訟)	2013年12月～	特別措置法による給付申請の期限に様々な理由により間に合わなかった人や、申請したが非該当になった人などの新潟水俣病阿賀野患者会会員が国と昭和電工に損害賠償を求めた裁判。また、この裁判を通して原告は、水俣病全被害者の救済と水俣病の新たな救済制度の確立を求めている。 **→2024年、新潟地裁で判決(認定された2人を除く45人中26人を水俣病と認める。国の責任は否定。原告及び昭和電工が控訴)** **→2025年2月現在、新潟地裁及び東京高裁で係争中**	昭和電工、国

※上記のほか、「認定申請の棄却処分取消と認定の義務付け」を求める抗告訴訟有り(新潟水俣病関係年表参照)